

規制シート(様式)

090198600620001

平成31年3月25日

規制の名称	預託等取引に係る規制	所管府省	消費者庁
根拠法令等	特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年5月23日法律第62号) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令(昭和61年11月11日政令第340号) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則(昭和61年11月11日通商産業省令第75号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	消費者庁取引対策課長 佐藤 朋哉
規制目的	特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図ること		
規制内容の概要	<p>【預託等取引業者への行政規制】</p> <p>契約の概要及び預託等取引業者の業務・財産状況並びに契約の内容を記載した書面の交付義務</p> <p>不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘・解約妨害の禁止</p> <p>威迫困惑行為及び債務履行の拒否・不当遅延といった不当な行為の禁止</p> <p>預託等取引業者の業務・財産状況を記載した書類の事務所への備置き義務 等</p> <p>【民事ルール】</p> <p>クーリング・オフ(14日間)及び中途解約権</p>	関連する予算	
規制の最近の 改廃経緯	<p>・預託法の規制対象となる特定商品として、自動販売機、家庭用治療機器等を新たに指定(平成25年政令改正)</p> <p>・契約締結前に顧客に交付する概要書面及び事務所に備え置き預託者の閲覧に供すべき書類について、以下のとおり情報開示を強化(平成25年施行規則改正)</p> <p>財務内容の透明性確保のための財務情報の開示強化</p> <p>財務内容の適正性と信頼性確保のための監査情報の開示強化</p>	関連する 政策評価結果	<p>・平成25年6月に特定商品等の預託等取引契約に関する法律による規制対象の追加について政策評価(事前評価)を実施</p> <p>・平成25年2月に特定商品等の預託等取引契約に関する法律による消費者への情報開示の強化について政策評価(事前評価)を実施</p>
規制を維持、改革 又は新設する理由	特定商品等の預託等取引に関しては、なお事業者による本法に違反した行為により高齢者を中心とする消費者被害が発生する状況が続いており、平成28年度に4件、平成29年度に2件の行政処分が行われている。このような状況の下、高齢化の進展などを踏まえれば、消費者被害の防止のためには、引き続き、特定商品等の預託等取引に関する規制を維持することが必要。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期	平成35年度		